特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
2	高等学校等就学支援金の支給に関する事務（県立学校） 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滋賀県教育委員会は、高等学校等就学支援金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

滋賀県教育委員会

公表日

令和8年10月20日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する事務（県立学校）
②事務の概要	【令和8年度以降の本則における事務】 高等学校等の生徒等は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。 就学支援金(本則)の受給資格の判定に当たっては、生徒等の国籍・在留資格等が要件となることから、住民基本台帳ネットワークシステムを介して国籍の判定に必要な情報を照会し、その結果に基づき受給資格の判定を行う。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①就学支援金の受給を希望する生徒等からの受給資格認定の申請（入学時・転入時等） ②就学支援金の受給を希望する生徒等からの個人番号の提出 ③住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、生徒等の国籍判定に必要な情報を照会 ④上記③で取得した情報等を基にした受給資格の認定 ⑤受給資格の認定結果の通知 【令和8年度以降の附則における事務】 高等学校等の生徒等は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）（令和8年度以降の附則における事務の場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第8号））に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。 就学支援金(附則)の受給資格の判定に当たっては、生徒等の保護者等の所得が一定基準以下であること等が要件となることから、情報提供ネットワークシステムを介して保護者等の税額情報等を照会し、その結果に基づき受給資格の判定を行う。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①就学支援金の受給を希望する生徒等からの受給資格認定申請書の提出（入学時・転入時等） ②就学支援金の受給を希望する生徒等からの保護者等の個人番号の提出 ③情報提供ネットワークシステムを利用し、都道府県及び市区町村への保護者等の税額情報等の照会 ④上記③で取得した情報等を基に受給資格の認定、支給額の決定 ⑤受給資格の認定結果の通知、支給額の判定結果の通知 ⑥受給資格認定を受けた生徒等が7月以降においても引き続き就学支援金の受給を希望する場合には、各学年時の7月に収入状況届出書を提出 ⑦⑥で保護者等の個人番号の提出があった場合は上記③～⑤を実施 ⑧4月申請で不認定となった生徒等のうち、再度7月に受給資格認定申請書を個人番号とともに提出された場合は、上記③～⑤を実施
③システムの名称	高等学校等就学支援金事務処理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 住民基本台帳ネットワークシステム

2. 特定個人情報ファイル名
就学支援金特定個人情報照会ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項　別表 123の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第66条 ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律　第4条 ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則　第3条 ・住民基本台帳法　第30条の9 ・住民基本台帳法　別表第3　5の5、第30条の11 ・住民基本台帳法　別表第5　6の2、第30条の15 ・住民基本台帳法　別表第6　5、第30条の15 ・住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令　第3条第18項（別表第三） ・住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令　第5条第17項（別表第五） ・住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令　第6条第6項（別表第六）

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条　表151の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会事務局教育総務課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合企画部県民活動生活課県民情報室 所在地　　〒520-8577　滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号　077-528-3121 教育委員会事務局教育総務課 所在地　　〒520-8577　滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号　077-528-4587
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	教育委員会事務局教育総務課 所在地　　〒520-8577　滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号　077-528-4587
9. 規則第9条第2項の適用	**[　　]適用した**
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		［　1万人以上10万人未満　］ ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年10月20日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		［　500人未満　］ ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年10月20日 時点
3. 重大事故		
過去１年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		［　発生なし　］ ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー取得の際は、住基ネット照会により取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性を確認している。 また、マイナンバーが記載されている書類を郵送する際には、簡易書留による送付を徹底するとともに、特定個人情報は鍵付きのキャビネットで保管し、管理台帳によって送付元の学校と送付先の教育委員会で二重に記録を残している。なお、マイナンバーをシステムに転記する際には、複数人による確認を行っている。 住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を扱うことができる端末は、ICカードとパスワードによって認証される「基幹層端末」に限られている。 また、特定個人情報を扱う部署に限って「基幹層端末」は整備されており、ネットワークも通常の行政系とは分離されている。 さらに、マイナンバーが登録されている統合宛名システムについても、アクセス権は担当職員にのみ別途付与されており、事前に承認されている業務についてのみ利用することができる。 これらの対策を講じていることから、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	Ⅰ－5－②所属長の役職	課長　山田 忠利	課長	事後	
平成31年3月29日	Ⅱ－1「いつ時点の計数か」	平成29年5月1日　時点	平成31年3月1日　時点	事後	
平成31年3月29日	Ⅱ－2「いつ時点の計数か」	平成29年5月1日　時点	平成31年3月1日　時点	事後	
平成31年3月29日	Ⅳ－1	新設	基礎項目評価書	事後	
平成31年3月29日	Ⅳ－2	新設	十分である	事後	
平成31年3月29日	Ⅳ－3（不要な紐付け）	新設	十分である	事後	
平成31年3月29日	Ⅳ－3（不正アクセス）	新設	十分である	事後	
平成31年3月29日	Ⅳ－4	新設	十分である	事後	
平成31年3月29日	Ⅳ－5	新設	提供・移転しない	事後	
平成31年3月29日	Ⅳ－6（目的外の入手）	新設	十分である	事後	
平成31年3月29日	Ⅳ－6（不正な提供）	新設	接続しない（提供）	事後	
平成31年3月29日	Ⅳ－7	新設	十分である	事後	
平成31年3月29日	Ⅳ－8	新設	自己点検	事後	
平成31年3月29日	Ⅳ－9	新設	十分に行っている	事後	
平成31年4月1日	Ⅰ　関連情報　5.評価実施機関における担当部署　①部署	教育委員会事務局教育総務課	教育委員会事務局高校教育課	事後	組織名の変更
平成31年4月1日	Ⅰ　関連情報　7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	県民生活部県民活動生活課県民情報室 所在地　　〒520-8577　滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号　077-528-3121 教育委員会事務局教育総務課 所在地　　〒520-8577　滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号　077-528-4587	総合企画部県民活動生活課県民情報室 所在地　　〒520-8577　滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号　077-528-3121 教育委員会事務局高校教育課 所在地　　〒520-8577　滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号　077-528-4587	事後	組織名の変更
平成31年4月1日	Ⅰ　関連情報　8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連絡先	教育委員会事務局教育総務課 所在地　　〒520-8577　滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号　077-528-4587	教育委員会事務局高校教育課 所在地　　〒520-8577　滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号　077-528-4587	事後	組織名の変更
令和3年6月10日	Ⅰ　関連情報　5.評価実施機関における担当部署　①部署	教育委員会事務局高校教育課	教育委員会事務局教育総務課	事後	組織名の変更
令和3年6月10日	Ⅰ　関連情報　7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	総合企画部県民活動生活課県民情報室 所在地　　〒520-8577　滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号　077-528-3121 教育委員会事務局高校教育課 所在地　　〒520-8577　滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号　077-528-4587	総合企画部県民活動生活課県民情報室 所在地　　〒520-8577　滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号　077-528-3121 教育委員会事務局教育総務課 所在地　　〒520-8577　滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号　077-528-4587	事後	組織名の変更
令和3年6月10日	Ⅰ　関連情報　8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連絡先	教育委員会事務局高校教育課 所在地　　〒520-8577　滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号　077-528-4587	教育委員会事務局教育総務課 所在地　　〒520-8577　滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号　077-528-4587	事後	組織名の変更
令和3年9月9日	Ⅰ　関連情報　4.情報ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	番号法第19条第7号、同法別表第二113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第58条各号	番号法第19条第8号、同法別表第二113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第58条各号	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	高等学校等の生徒は、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給に関する法律（平成22年法律第18号）に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。 申請をする生徒（以下「生徒」という。）が就学支援金を受給するためには、親権者を含む保護者（以下「保護者等」という。）の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の判定を行う。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請（1学年時の4月入学時） ②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等のマイナンバーカード（通知カードも可。以下同様）の写しの提出 ③保護者等の個人番号のデータ化 ④情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報を基にした、受給資格の認定、支給額の判定 ⑥受給資格の認定、支給額の判定結果の通知 ⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④～⑥を実施 ⑧4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、7月に上記①及び④～⑥を実施	高等学校等の生徒は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。 生徒が就学支援金を受給するためには、生徒の保護者等の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報等を情報提供ネットワークを通じて照会し、受給資格の判定を行う。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請（入学時・転入時等） ②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等の個人番号の提出 ③保護者等の個人番号のデータ化（個人番号が書面で提出された場合に限る） ④情報提供ネットワークシステムを利用した、都道府県及び市区町村への保護者等の税額情報等の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報等を基にした、受給資格の認定、支給額の判定 ⑥受給資格の認定、支給額の判定結果の通知 ⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④～⑥を実施 ⑧4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、再申請時に上記①～⑥を実施	事前	令和4年度より以下の対応を行うことによる変更 ・税額情報に加え、生活保護関係情報を照会する ・個人番号の提出方法について、書面以外にオンラインによる提出を可能とする
令和4年12月6日	Ⅱ－1「いつ時点の計数か」	平成31年3月1日　時点	令和4年5月1日　時点	事後	
令和4年12月6日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	高等学校等の生徒は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。 生徒が就学支援金を受給するためには、生徒の保護者等の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報等を情報提供ネットワークを通じて照会し、受給資格の判定を行う。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請（入学時・転入時等） ②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等の個人番号の提出 ③保護者等の個人番号のデータ化（個人番号が書面で提出された場合に限る） ④情報提供ネットワークシステムを利用した、都道府県及び市区町村への保護者等の税額情報等の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報等を基にした、受給資格の認定、支給額の判定 ⑥受給資格の認定、支給額の判定結果の通知 ⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④～⑥を実施 ⑧4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、再申請時に上記①～⑥を実施	高等学校等の生徒は、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給に関する法律（平成22年法律第18号）に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。 生徒が就学支援金を受給するためには、生徒の保護者等の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報等を情報提供ネットワークを通じて照会し、受給資格の判定を行う。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請（入学時・転入時等） ②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等の個人番号の写しの提出 ③保護者等の個人番号のデータ化（個人番号が書面で提出された場合に限る） ④情報提供ネットワークシステムを利用した、都道府県及び市区町村への保護者等の税額情報等の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報等を基にした、受給資格の認定、支給額の判定 ⑥受給資格の認定、支給額の判定結果の通知 ⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④～⑥を実施 ⑧4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、再申請時に上記①～⑥を実施	事後	
令和5年11月1日	Ⅱ－1「いつ時点の計数か」	令和4年5月1日時点	令和5年5月1日時点	事後	
令和5年11月1日	Ⅱ－2「いつ時点の計数か」	令和4年5月1日時点	令和5年5月1日時点	事後	
令和7年2月14日	Ⅰ－1－③	高等学校等就学支援金事務処理システム	高等学校等就学支援金オンライン申請システム（以下、「e-shien」という。）	事後	記載事項の見直しに伴う修正
令和7年2月14日	Ⅰ－3　個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項　別表第一 91の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第66条 ・就学支援金の支給に関する法律施行規則　第3条	番号法第9条第1項　別表123の項	事後	法改正および記載事項の見直しに伴う修正
令和7年2月14日	Ⅰ　関連情報　4.情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号、同法別表第二113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第58条各号	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表151の項	事後	法改正および記載事項の見直しに伴う修正
令和7年2月14日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人員の時点 2. 取扱者数の時点	令和5年3月31日時点	令和7年1月31日時点	事後	再評価に伴うしきい値判断結果の反映
令和7年2月14日	Ⅳ－4　特定個人情報ファイルの取扱いの委託	十分である	委託しない	事後	令和6年度からの委託実績に基づく再評価
令和7年2月14日	Ⅳ－8　人手を介在させる作業	新設	十分である	事後	新様式による再評価

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月14日	Ⅳ－8　人手を介在させる作業 判断の根拠	新設	マイナンバー取得の際は、住基ネット照会により取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性を確認している。 また、マイナンバーが記載されている書類を郵送する際には、簡易書留による送付を徹底するとともに、特定個人情報は鍵付きのキャビネットで保管し、管理台帳によって送付元の学校と送付先の教育委員会で二重に記録を残している。 なお、マイナンバーをシステムに転記する際には、複数人による確認を行っている。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	新様式による再評価
令和7年2月14日	Ⅳ－11　最も優先度が高いと考えられる対策	新設	3）権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	新様式による再評価
令和7年2月14日	Ⅳ－11　最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	新設	特定個人情報を扱うことができる端末は、ICカードとパスワードによって認証される「基幹層端末」に限られている。 また、特定個人情報を扱う部署に限って「基幹層端末」は整備されており、ネットワークも通常の行政系とは分離されている。 さらに、マイナンバーが登録されている統合宛名システムについても、アクセス権は担当職員にのみ別途付与されており、事前に承認されている業務についてのみ利用することができる。 これらの対策を講じていることから、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	新様式による再評価
令和8年2月14日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人員の時点 2. 取扱者数の時点	令和7年1月31日時点	令和8年1月31日時点	事後	見直しに伴うしきい値判断結果の反映
令和8年10月20日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	高等学校等の生徒は、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給に関する法律（平成22年法律第18号）に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。 生徒が就学支援金を受給するためには、生徒の保護者等の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報等を情報提供ネットワークを通じて照会し、受給資格の判定を行う。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請（入学時・転入時等） ②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等の個人番号の写しの提出 ③保護者等の個人番号のデータ化（個人番号が書面で提出された場合に限る） ④情報提供ネットワークシステムを利用した、都道府県及び市区町村への保護者等の税額情報等の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報等を基にした、受給資格の認定、支給額の判定 ⑥受給資格の認定、支給額の判定結果の通知 ⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④～⑥を実施 ⑧4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、再申請時に上記①～⑥を実施	【令和8年度以降の本則における事務】 高等学校等の生徒等は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。 就学支援金（本則）の受給資格の判定に当たっては、生徒等の国籍・在留資格等が要件となることから、住民基本台帳ネットワークシステムを介して国籍の判定に必要な情報を照会し、その結果に基づき受給資格の判定を行う。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①就学支援金の受給を希望する生徒等からの受給資格認定の申請（入学時・転入時等） ②就学支援金の受給を希望する生徒等からの個人番号の提出 ③住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、生徒等の国籍判定に必要な情報を照会 ④上記③で取得した情報等を基にした受給資格の認定 ⑤受給資格の認定結果の通知 【令和8年度以降の附則における事務】 高等学校等の生徒等は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）（令和8年度以降の附則における事務の場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第8号））に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。 就学支援金（附則）の受給資格の判定に当たっては、生徒等の保護者等の所得が一定基準以下であること等が要件となることから、情報提供ネットワークシステムを介して保護者等の税額情報等を照会し、その結果に基づき受給資格の判定を行う。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①就学支援金の受給を希望する生徒等からの受給資格認定申請書の提出（入学時・転入時等） ②就学支援金の受給を希望する生徒等からの保護者等の個人番号の提出 ③情報提供ネットワークシステムを利用し、都道府県及び市区町村への保護者等の税額情報等の照会 ④上記③で取得した情報等を基に受給資格の認定、支給額の決定 ⑤受給資格の認定結果の通知、支給額の判定結果の通知 ⑥受給資格認定を受けた生徒等が7月以降においても引き続き就学支援金の受給を希望する場合には、各学年時の7月に収入状況届出書を提出 ⑦⑥で保護者等の個人番号の提出があった場合は上記③～⑤を実施 ⑧4月申請で不認定となった生徒等のうち、再度7月に受給資格認定申請書を個人番号とともに提出された場合は、上記③～⑤を実施	事前	法改正に伴う記載事項の修正 令和9年度より個人番号を利用した国籍判定を行うことによる追記
令和8年10月20日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	高等学校等就学支援金事務処理システム（以下、「e-shien」という。）、統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	高等学校等就学支援金事務処理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 住民基本台帳ネットワークシステム	事前	記載事項の見直しに伴う修正
令和8年10月20日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表123の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項　別表 123の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第66条 ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律　第4条 ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則　第3条 ・住民基本台帳法　第30条の9 ・住民基本台帳法　別表第3　5の5、第30条の11 ・住民基本台帳法　別表第5　6の2、第30条の15 ・住民基本台帳法　別表第6　5、第30条の15 ・住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令　第3条第18項（別表第三） ・住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令　第5条第17項（別表第五） ・住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令　第6条第6項（別表第六）	事前	記載事項の見直しに伴う修正
令和8年10月20日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人員の時点 2. 取扱者数の時点	令和8年1月31日時点	令和8年10月31日時点	事前	再評価に伴うしきい値判断結果の反映

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月20日	Ⅳ－８　人手を介在させる作業判断の根拠	マイナンバー取得の際は、住基ネット照会により取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性を確認している。 また、マイナンバーが記載されている書類を郵送する際には、簡易書留による送付を徹底するとともに、特定個人情報は鍵付きのキャビネットで保管し、管理台帳によって送付元の学校と送付先の教育委員会で二重に記録を残している。 なお、マイナンバーをシステムに転記する際には、複数人による確認を行っている。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	マイナンバー取得の際は、住基ネット照会により取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性を確認している。 また、マイナンバーが記載されている書類を郵送する際には、簡易書留による送付を徹底するとともに、特定個人情報は鍵付きのキャビネットで保管し、管理台帳によって送付元の学校と送付先の教育委員会で二重に記録を残している。 なお、マイナンバーをシステムに転記する際には、複数人による確認を行っている。 住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	記載事項の見直しに伴う修正